令和２年４月３０日

保護者　様

宍粟市立波賀中学校
学校長　　浅田　卓

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に係る
臨時休業の延長について（お知らせ）

このことについて、兵庫県教育委員会及び宍粟市教育委員会から、新型コロナウイルスに関連した臨時休業の延長についての通知が出されました。

つきましては、下記の通り対応することとしますので、ご確認の上ご了承くださいますようお願いします。

記

1　臨時休業期間
令和２年５月７日（木）～令和２年５月３１日（日）の期間を臨時休業とします。

2　登校可能日について
原則として、登校可能日は設けないものとします。（部活動は実施しない）

3　連絡物の配達日について
・毎週木曜日に各ご家庭に本校職員が連絡物及び学習物を配達に回ります。
・配達日は７日（木）、１４日（木）、２１日（木）、２８日（木）とします。
・時間帯は午前９時００分より午前中に配達を行います。
・配達と同時に学習物（宿題等）の回収を行いますので、木曜日の午前中に、ファイルをポストに入れておいてください。

4　生徒が在宅中に不安・心配を感じる場合について
（１）感染等の心配があり、どうするか悩まれる場合は学校へ連絡してください。
（２）相談窓口の紹介。
ひょうごっ子悩み相談センター　２４時間受付（℡　０１２０－０－７８３１０）
（３）５月１３日（水）、５月２７日（水）、スクールカウンセラー来校日。
相談事がございましたら、事前に学校へ連絡をください。
（４）次の症状がある場合は、①、②を目安に「帰国者・接触者相談センター（龍野健康福祉事務所）℡　０７９１－６３－５１４０」に相談するようにお願いします。
①　風邪の症状や３７．５℃以上の発熱が４日以上続いている。
（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む）
②　強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。
※　基礎疾患等のある生徒は、上の状態が２日程度続く場合。

5　その他
（１）今後の状況や文科省・県・市の指示により、お知らせの内容を急遽変更する場合があります。その場合はメール、ホームページ、連絡網などでお知らせします。
（２）この件についての問い合わせは次のとおりです。
波賀中学校　教頭　田中淳一　　連絡先　学校(℡）７５－２０１５